

せいかつほご 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護の制度について説明したものです。
生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性
はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

那覇市福祉事務所（那覇市役所 保護管理課 福祉相談班）

じゆう しょ
住 所

〒900-8585

おきなわけん なはし いすみぎき ちようめ ばん ごう
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

なはし やくしょ ほんちようしゃ かい ばんまどぐち
那覇市役所本庁舎2階（25番窓口）

でんわばんごう
電話番号

098 (862) 0515 【直通】

うけつけじかん
受付時間

げつようび きんようび ごぜん
月曜日～金曜日 【午前】 9:00～11:30

しゆくじつ のぞ ここ
（祝日は除く） 【午後】 13:00～16:30

ただ うけつけにんすう おお ばあい じかんまえ うけつけ しゆうりょう
※但し、受付人数が多い場合は、時間前に受付を終了することがあります。

やすみあけ たいんこ あ ばあい よゆう らいしょ
※休み明けは、大変込み合う場合があります、余裕をもってご来所ください。

ほごしんせいじゆりこ と あ せき 保護申請受理後のお問い合わせ先

か めい ほごかだい か ばんまどぐち
課 名 保護課第1～3課（23番窓口）

でんわばんごう
電話番号 098 (861) 5193 または (861) 5194

うけつけじかん
受付時間 げつようび きんようび ごぜん
月曜日～金曜日 【午前】 9:00～12:00

しゆくじつ のぞ ここ
（祝日は除く） 【午後】 13:00～17:15

生活保護について



生活保護とは、給与や年金、手当などの世帯の収入が国で定めた最低生活費を下回る場合で、世帯員の資産や能力、あらゆる制度を活用してもなお生活を維持できないときに、日本国憲法第25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための必要な保護を行い、自立した生活を送れるよう支援する制度です。

よって、土地家屋・乗用車・生命保険などの、生活費に活用できる資産は、売却もしくは解約し、年金・手当・医療助成などの生活保護以外の公的な制度も積極的に活用し生活費に充てる必要があります。

また、親・子・兄弟姉妹など扶養義務者からの支援がある場合は、生活保護より優先となります。可能な限り、支援を受けてください。

なお、コロナ禍の影響を受けて求職している方で、一部の要件について、いったん判断保留のまま、保護を受けることができる場合があります。

日本国憲法第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

暴力団員に対する生活保護の適用について

暴力団員に対する生活保護の適用については、国民の生活保護に対する信頼を揺るがすばかりではなく、公費である保護費が暴力団の資金源となるおそれもあることから、厳正な対応を義務付けられています。

生活保護の手続きについて

人は誰でも、突然の病気や失業など様々な理由で生活に困ってしまう場合が

あります。そのときはお住まいの地域にある福祉事務所にご相談ください。

生活保護を始め、生活保護以外の制度についてもご案内しています。なお、生活保護が決定するまでには、1.相談・2.申請・3.調査・4.決定の順番で手続きが行われます。それぞれの手続きを説明します。

1.相談

※専門の面接相談員がお話を伺います。

専門の面接相談員が世帯の生活状況や困窮状態などを詳しくお聞きした上で、生活保護の制度について丁寧に説明します。なお、お話を伺う際にはかなりプライベートなことまでお聞きすることがありますが、可能な範囲でお話しいただいて結構です。



2.申請

生活保護の説明を受けたのち、生活保護を申請したいと思ったら、申請書類を福祉事務所へ提出します。

生活保護を受けるには本人の意思で申請する必要があります。保護申請書は福祉事務所で用意していますのでご自身で記入し提出してください。なお、申請に伴い世帯の状況を正確に把握するために必要な書類や各種証明書などの提出を求める場合があります。また、何らかの事情でご本人が申請できない場合は、扶養親族などが代わりに申請することができます。

【生活保護の申請に必要な書類】

生活保護の申請には、保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書の提出が必要になります。また、世帯の状況を正確に把握するために次の書類を提出していただくことがあります（本人以外の方が書類を受け取る場合は「委任状」が必要になることがあります）。

●家屋賃貸借契約書

●すべての預貯金通帳（最新の記帳をしたもの）

●障害者手帳（身体・精神・療育）、自立支援医療受給者証、介護保険者証

●給与明細書（職場からもらうもの）

●健康保険証（国民健康保険、後期高齢者医療、職場の社会保険など）

●年金証書または

年金振込通知書など

●その他、世帯の状況を正確に把握するために必要な書類

※初回相談時にお渡しする必要書類のチェックリストもご確認ください。



3. 調査

生活保護を申請すると、担当員が生活状況や資産状況などを調査します。調査の結果により生活保護が必要かを判断します。

担当員（ケースワーカー）は、生活保護の必要性を判断するために、実際にご家庭を訪問したり、関係機関へ預貯金、生命保険、車両、土地家屋など資産の保有状況を調査します。居住用の不動産は、原則保有が認められます。

（※ローン支払中でないか、資産価値が高くないかを調査の上判定します。）

扶養義務者へ支援の可否についても調査を行います。ただし、扶養義務者が「扶養義務を履行できない者」と判断された場合には、扶養調査を行わない場合があります。 高齢者・未成年者・施設入所者等、扶養義務者からの暴力・虐待等がある場合、10年程度交流がない場合、金銭トラブルや縁切り等の著しい関係不良である場合が該当します。詳しくは担当員にご相談ください。

4. 決定

生活保護が決定したら保護費が支給されます。また同時に、
担当員による自立に向けた支援が始まります。

生活保護の決定は、申請した日から原則14日以内(特別な事情で調査に時間を
要する場合は30日以内)に文書にて通知します。

生活保護開始決定後は、国民健康保険証をお持ちの方は国民健康保険課で
返還手続きが必要です。

社会保険は生活保護と併用となり、社会保険証の返還手続きは必要ありません。

(1) 保護費の支給方法

保護費は、原則毎月5日に指定された金融機関に振り込まれます。但し、
当日が休日(土曜日・日曜日・祝日)の場合は直前の平日に振り込まれま
す。また、保護開始時や特別な事情がある場合などは福祉事務所窓口にて
支給されることがあります。



【病院を受診するとき】

医療扶助は現物給付となります。事前に医療券の発券が必要です。窓口
にて手続きが必要ですが、新型コロナウイルス感染防止のため、しばらく
の間電話にて受付します。医療券は病院等に郵送します。



(2) 保護費の種類

保護費には8つの種類(扶助)があり、必要に応じて限度額内で支給されます。なお、④医療扶助と⑤介護扶助は原則現物(医療券、介護券)給付ですので、事前に福祉事務所での手続きが必要になります。

<p>せいかつふじよ ①生活扶助</p>	<p>いしょくひ こうねつひ にちじょうせいかつ ひつよう ひよう しきゅう 衣食費、光熱費など日常生活に必要な費用が支給 されます。</p>
<p>きょういくふじよ ②教育扶助</p>	<p>ぎむきょういく ひつよう がくようひんび きゅうしょくひ しきゅう 義務教育に必要な学用品費や給食費が支給され ます。</p>
<p>じゅうたくふじよ ③住宅扶助</p>	<p>やちん ちだい しきゅう ちよくせつふくし 家賃、地代などが支給されます。また直接福祉 事務所が、賃貸人(大家など)に支払うこともでき ます。</p>
<p>いりょうふじよ ④医療扶助</p>	<p>ほけんてきょう いりょうひ たいしてげんそく わりきゅうふ 保険適用の医療費に対して原則10割給付となりま す。また、治療材料(義足など)や施術(あん摩な ど)も条件により給付対象となります。</p>
<p>かいごふじよ ⑤介護扶助</p>	<p>かいごさーびす う さい じこふたんぶん しきゅう 介護サービスを受ける際の自己負担分が支給 されます。</p>
<p>しゅっさんふじよ ⑥出産扶助</p>	<p>しゅっさん ひよう しきゅう 出産にかかる費用が支給されます。</p>
<p>せいぎょうふじよ ⑦生業扶助</p>	<p>こうとうがっこうしゅうがくひ ぎのうしゅうとくひ しきゅう 高等学校等就学費や技能修得費などが支給され ます。</p>
<p>そうさいふじよ ⑧葬祭扶助</p>	<p>そうぎ ひよう げんどがくない ばあい かぎり 葬儀にかかる費用が限度額内である場合に限り 支給されます。喪主が申請者となり、調査がある 場合もあります。</p>



(3) 生活保護の【権利】と【義務】

生活保護が開始されると、保護費が支給され生活の安定が図られるとともに、担当員による定期訪問など、自立に向けた支援が始まります。そのための【権利】が保障され【義務】が発生します。

【権利】 次の権利が保障されます。

- ①生活保護の条件を満たせば、誰でも平等に保護を受けることができます。
- ②正当な理由がなく、保護費が減ったり・受けられなくなることはありません。
- ③保護金品に対して税金はかかりません。
- ④保護金品が差し押さえられることはありません。

【義務】 次の義務を守る必要があります。

- ①生活保護の権利を他人に譲ることはできません。
- ②生活の向上に努めなければなりません。
 - 働ける方は、その能力に応じて働く必要があります
 - 病気の治療が必要なときは治療に努めてください
 - 家計の収支を把握し、支出の節約に努めてください
(パチンコ・飲酒などの過度の浪費や、借金・模合はいけません)
 - 乗用車や 125cc を超えるオートバイについても特別な事情があれば保有・運転が認められる場合もあります。
- ③生活状況が変わったときは届け出なければなりません。(例示)
 - 収入(給与、年金、手当、仕送りなどすべての収入)があったとき
 - 世帯員に増減(結婚、出産、転入転出など)があったとき
 - 世帯員の状況が変化(就職退職、入院退院など)したとき
 - 転居するときや家賃・地代が変更されたとき
- ④福祉事務所からの訪問調査、指導や指示に従わなければなりません。
 - 担当員は保護の期間中、世帯の生活の安定を図りながら、世帯が自立するために必要な訪問調査、指導や指示を行います。必ず従ってください。

ほごひ 保護費のしくみについて

ほごひ きゅうよ ねんきん てあて せたい しゅうにゅう くに さだ さいていせいかつひ
保護費は、給与や年金、手当などの世帯の収入と国で定めた最低生活費を
ひかく しゅうにゅう さいていせいかつひ したまわ ばあい ふそく せいかつひ おぎな
比較して、収入が最低生活費を下回る場合にその不足した生活費を補うために
しきゅう
支給されます。

せいかつほご げんそく せたいたんい う せたい おな じゅうきょ きょじゅう
※生活保護は原則「世帯単位」で受けることとなります。世帯とは同じ住居に居住
せいけい おな ひと あつ たにんどうし せいかつ ばあい
し生計を同じくしている人の集まりです。(他人同士で生活している場合でも
どういつせたい
同一世帯とみなされることがあります)

ほごひ しきゅう つぎ
★保護費が支給されるイメージは次のとおりです★



さいていせいかつひ せたい ねんれい にんすう けつてい
最低生活費 (世帯の年齢や人数などによって決定されます)

つね いっていがく かぎ
※常に一定額とは限りません。

せたい しゅうにゅう
世帯の収入

きゅうよ ねんきん てあて しおく
(給与、年金、手当、仕送りなど)

ふそく せいかつひ
不足した生活費

ほごひ しきゅう
保護費として支給されます。

せたい しゅうにゅう げんそくせたい しゅうにゅうしんこく にんてい しゅうにゅうしんこく
世帯の収入は、原則世帯からの収入申告によって認定されます。収入申告の
ほうほう しょうてい しゅうにゅうしんこくしよ ひつようじこう きにゅう きゅうよめいさいしよ そ
方法は、所定の収入申告書に必要事項を記入し給与明細書などを添えて
ふくしじむしょ ていしゅつ しゅうにゅうしんこく にんてい しゅうにゅう しきゅう
福祉事務所へ提出します。収入申告により認定された収入をもとに支給される
ほごひ けつてい かなら しゅうにゅうしんこく てきせい しゅうにゅうしんこく
保護費が決定されますので必ず収入申告してください。なお、適正に収入申告
おこな きそこうじよ せいきん ひつようけいひ みせいねんしゃこうじよ たじりつこうせい あ
を行えば、基礎控除、税金などの必要経費、未成年者控除、その他自立更生に充
てられると認められる費用など、各種控除や収入として認定しない取り扱いが
う
受けられ、その収入は手元に残ることになります。

ほごひ へんかん ふせいじゆきゆう たい しょぶん
保護費の返還、不正受給に対する処分について

せいかつじょうきょう へんか せたい しゆうにゆうぞう せたいいん げんしやう したん げんきんか
生活状況の変化(世帯の収入増や世帯員の減少など)や資産を現金化したにもか
とど で おこた おく ばあい しきゆう ほごひ はんい へんかん
かわらず届け出を怠ったり・遅れた場合は、すでに支給された保護費の範囲で返還
いりょうひ わりへんかん もと ばあい
していただくこととなります。医療費は、10割返還を求められる場合があります。
いつわ しんこく とどけで たふせい ほうほう ほごひ うと ほごひ
偽りの申告や届出、その他不正な方法で保護費を受け取ったときは、保護費を
へんかん ほごていし はいし
返還しなければならぬだけでなく保護を停止、または、廃止されることがあります。
ほうりつ ちやうえき ばっきん か ばあい
また、法律により懲役や罰金が科せられる場合もあります。

ふふくもうした しんさせいきゆう
不服申立て(審査請求)について

せいかつほご へんこう ていし はいし けつてい ぶんしよ し けつてい ないよう
生活保護の変更・停止・廃止の決定は文書でお知らせします。決定された内容に
ふふく けつてい し ひ よくじつ かけつない けんちじ たい
不服があるときは、決定を知った日の翌日から 3ヶ月以内に、県知事に対して
しんさせいきゆう
審査請求することができます。

せいかつほご せいど きもん はや
生活保護の制度について、疑問やわからないことがあれば、早めに
ふくしじむしょ たんとういん そうだん
福祉事務所(担当員)にご相談ください。

なほしふくしじむしょ れいわ ねん がつかいていばん
那覇市福祉事務所／令和4年2月改訂版



令和 年 月 日

私は、生活保護の制度について説明を受け、「生活保護のしおり」を受け取りました。

氏名 _____